令和８年度青森県介護支援専門員再研修(2回目)受講案内

※介護支援専門員証の有効期間が満了し、失効している方が対象の研修です。

1 目的

本研修は、介護支援専門員として実務に就いていない者又は実務から離れている者が実務に就く際に、介護支援専門員として必要な知識、技能の再修得を図ることを目的とします。

2 主催

青森県(講義及び演習を公益社団法人青森県介護支援専門員協会に委託)

3 研修日程

別紙1「令和８年度青森県介護支援専門員再研修(2回目)日程表」のとおり

※日程については、現時点の予定であり、変更される場合があります。

4 開催方法

講義 ： eラーニング

視聴期間 令和８年12月25日～令和９年１月17日

演習 ： (1)Zoom

実施日 令和９年１月20日

２月22日、25日

３月 １日、 ３日

(2)対面(リンクステーション青森)

実施日 令和９年３月 ５日

※研修欠席について

自己都合による欠席は認められません。

研修を１日でも欠席した場合は修了証明書の発行はできませんので、予め研修日程を御確認ください。

5 受講対象者

受講対象者は次の要件のいずれかに該当する者とします。

(1)介護支援専門員として都道府県の登録を受けた者であり、登録後5年以上実務に従事したことがない者で、今後新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする者

(2)実務経験はあるが、その後５年以上実務に従事していない者で、今後、新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする者

(3)実務経験はあるが、その後実務に従事する予定がないとして更新を行わなかった者等で、実務経験後5年を経過する前に再度実務に従事するため介護支援専門員証の交付を受けようとする者

(4)上記以外で介護支援専門員実務研修修了後、相当の期間を経過した者で本研修受講を希望する者

※「介護支援専門員の資格及び研修の体系」を確認して受講してください。

※研修開始時点で介護支援専門員証の有効期間が満了していない方は対象外となります。

6 定員

85名

7 受講手数料及びテキスト料

(1)受講手数料　26,000円

※納付の詳細については受講決定時(令和８年 12 月)にお知らせします。

※一度納めていただいた受講料は返金できませんので御了承ください。

〇教育訓練給付制度の利用について

※「特定一般教育訓練給付制度」により、受講料の一部が支給される場合があります。受給には要件があり、また、**受講開始(令和８年 12 月 25 日)の２週間前までに「訓練前キャリアコンサルティング」を受ける必要があります**ので、**受給を希望する方は、お住いを管轄するハローワークにお問合せください。**

※研修開始後は受けられません

(2)テキスト料

※テキストは各自購入いただきます。金額及び納付の詳細については受講決定時(令和８年 12 月)にお知らせします。

8 受講申込み方法及び申込み期限

下記 URL にアクセスし、入力フォームへ必要事項を入力して、**令和８年 11 月 30 日(月)**までに申込みしてください。なお、**締切後の申込は一切受付しません。**

〇青森県電子申請届出システム

URL:https://apply.e-tumo.jp/pref-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=24861

※メールアドレスの登録は**必ず PC のメールアドレスにしてください。(携帯は不可)**

入力フォームへ申込みをすると、入力したメールアドレス宛に登録完了メールが自動返信されますので、**登録完了メールが届いているか必ず御確認ください。**

届いていない場合は研修に関する連絡ができず、研修を受講できなくなる場合があります。

9 受講の決定

受講決定者には「受講者決定通知」を令和８年 12 月に送付する予定です。

10 修了評価

各科目における到達目標の達成状況について e ラーニング上のテスト・研修記録シートにて修了評価を実施します。

11 修了証明書の交付

研修課程の全日程を修了し、事後課題・研修記録シートの修了評価において各科目における目標を達成した者に対して修了証明書を交付します。(ただし、受講３か月後の評価もあります。)

12 研修受講に当たっての留意事項

(1)**オンライン研修のみのため、受講者1人につき1台カメラ・マイク機能のあるパソコン等を準備してください。(スマートフォンでの参加は不可)**

(2)受講要件等について不正が発覚した時は、その時点で受講決定もしくは受講(修了)を取り消しとします。
(3)講義中、携帯電話等の使用など、講義内容と関係のない行為は絶対にしないでください。
(4)研修の実施を妨げるような行為が認められ、研修実施者の注意に従わない等の場合は、受講を取りやめていただく場合があります。
(5)**欠席・遅刻・早退は認められません。**また、講師に無断で講義途中にオンライン上から退出をした場合は、欠席扱いとさせていただく場合があります。
(6)研修中の撮影や録音、研修に関する内容のSNSなどへの投稿はご遠慮願います。

【お問合せ先】※お電話でのお問合せはお控えください。
青森県健康医療福祉部高齢福祉保険課　介護保険グループ
〇電子メールアドレス：kaigohoken@pref.aomori.lg.jp